

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2023年5月31日付第891号

モスクワ

2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号の改正について

ロシア連邦政府は下記を **決定する**：

1. 2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号「特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則の承認について」（ロシア連邦法令集、2022、No. 20、掲載番号3316；No. 30、掲載番号5607；No. 38、掲載番号6476；2023、No. 6、掲載番号964）に加えられる、ここに添付する変更を承認する。

2. 本決定は2023年5月31日を以て発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2023年5月31日付
ロシア連邦政府
決定第891号により
承認

2022年5月12日付ロシア連邦政府決定第855号に加えられる
変更

1. 第3項の「2023年6月1日まで」という文言を「2024年2月1日まで」という文言に差し替える。

2. 当該の決定によって承認された、特定の車輪式輸送機器に対する義務的要求事項の適用およびそれらの適合性評価実施に関する規則において：

a) 第2項の：

第7段落に、「2023年10月1日からは一さらに、2022年3月29日付ロシア連邦政府決定第506号「商品の形をとる知的活動の成果および商品に銘された識別標識に対する独占的権利の保護に関する若干のロシア連邦民法典の規定を適用することができない商品（商品群）について」第1項にしたがってロシア連邦産業商業省によって承認される、「ロシア連邦領外において権利保持者（特許権者）によって、およびその者の同意にもとづいて流通向けに導入されたものであることを条件としてロシア連邦民法典第1359条第6項および第1487条の規定を適用しない商品（商品群）の一覧」にその商品コードおよび（または）識別標識（輸送機器のブランド）が掲載されている輸送機器」、という文言を追加する；

第12段落を以下の文言に変更する：

「本規則、または技術規則、または2022年4月5日付ユーラシア経済委員会理事会決定第45号「2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号の改正について」にもとづいて車輪式輸送機器に対して定められたベロルシア共和国の国内要求事項にもとづいて適合性評価に合格したベースとなる輸送機器（シャーシ）を利用した輸送機器の製造者；」；

b) 第3項第6段落を以下の文言に変更する：

「2022年4月5日付ユーラシア経済委員会理事会決定第45号「2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号の改正について」にもとづいて車輪式輸送機器に対して定められたベロルシア共和国の国内要求事項にもとづいてベロルシア共和国で生産された輸送機器（シャーシ）。」；

c) 第7項第「c」号において、「製造者によって．．．調書。最大規模製造者が独自に実施した試験の結果は、輸送機器（シャーシ）小規模ロットの適合性評価においてこれを採用する」という文言を「製造者によって．．．調書」という文言に差し替える；

d) 第13項を以下を内容とするテキストに差し替える：

「13. 別の製造者によるベースとなる輸送機器（シャーシ）を利用して製造された輸送機器の判定書が作成された場合をのぞき、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の有効期間は1年とするが、2024年9月30日よりあとに終了してはならない。

別の製造者によるベースとなる輸送機器（シャーシ）を利用して製造された輸送機器の判定書の有効期間は1年とするが、2025年1月31日よりあとに終了してはならない。

以前に作成された輸送機器の型式の評価に関する判定書および（もしくは）シャーシの型式の評価に関する判定書に不正確な点が発見された場合、ならびに（または）輸送機器の構造に変更が加えられた場合には、当初の文書が作成された時点において有効であった技術要求事項の水準を確認することが許容される。その際、これらの輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の有効期間は変わらない。」；

e) 第14項に以下を内容とする段落を追加する：

「小規模ロットを対象とする輸送機器の型式の評価に関する判定書および（または）シャーシの型式の評価に関する判定書の作成手続きを複数回適用することの可否は、技術規則第35項に定められた場合を考慮して決められる。」；

f) 第15項において：

第2段落に、「この際、ベースとなる輸送機器（シャーシ）を利用して製造される輸送機器に対する当該の技術要求事項に関しては、ベースとなる輸送機器（シャーシ）の適合性評価の際にそれへの適合が確認されていた要求事項水準を適用することができる」という文言を追加する；

以下を内容とする段落を追加する：

「2022年4月5日付ユーラシア経済委員会理事会決定第45号「2011年12月9日付関税同盟委員会決定第877号の改正について」および2022年10月17日付ユーラシア経済委員会理事会決定第167号「いくつかの関税同盟技術規則およびユーラシア経済委員会理事会決定の改正について」にもとづいて車輪式輸送機器に対して定められたベロルシア共和国の国内要求事項にもとづいてベロルシア共和国で生産されたベースとなる輸送機器（シャーシ）に関して作成された適合性評価に関する文書は、本規則にもとづく輸送機器適合性評価の際に証明資料として利用することができる。」；

g) 第22項「e」号において「これを．．．登録簿に記載する」という文言を「これについての情報を．．．登録簿に記載する」という文言に差し替える；

h) 第28項「c」号の「、または当該個別輸送機器を搬入する法人もしくは個人事業主最大規模製造者自ら」という文言を削除する；

i) 当該規則の附属書1を以下の版に変更する：

特定の車輪式輸送機器に対する
義務的要求事項の適用
およびそれらの適合性評価実施に関する規則
附属書1
(2023年5月31日付
ロシア連邦政府決定第891号による版)

輸送機器の型式の評価の際の技術要求事項
一覧

技術要求事項または規制対象	技術要求事項が適用される輸送機器カテゴリー	技術規準が含まれる文書、または技術規準
1. 前照灯ロービームおよびハイビーム	M、N	国際連合規則No. 1-02 「ロービームおよび（または）ハイビームの非対称な光線を発する、R2および（または）HS1ハロゲンランプを装備した、自動車前照灯の公式認証に関する統一規定」
2. 反射装置	M、N、O	国際連合規則No. 3-02 「動力付き輸送機器およびそのトレーラー用の反射装置の公式認証に関する統一規定」
3. 後部番号灯	M、N、O	国際連合規則No. 4-00 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーの後部番号プレート照明用装置の公式認証に関する統一規定」
4. 方向指示器	M、N、O	国際連合規則No. 6-01 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーの方向指示器の公式認証に関する統一規定」
5. 車幅灯、ブレーキランプ	M、N、O	国際連合規則No. 7-02 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーのサイドライト、後部車幅灯、ストップランプおよびマーカールンプの公式認証に関する統一規定」
6. 前照灯ロービームおよびハイビーム	M、N	国際連合規則No. 8-05 「ロービームおよび（または）ハイビームの非対称な光線を発する、ハロゲンランプを使用する、自動車前照灯の公式認証に関する統一規定」（ランプH1、H2、H3、HB3、HB4、H7、H8、H9、HIR1、HIR2および／またはH11）」

7. 外部の電磁波発生源の作用に対する耐性および電磁両立性	M、N	国際連合規則No. 10-03 「電磁両立性についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
8. ドアロックおよびヒンジ	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 11-02 「ドアのロックおよび固定装置についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
9. ステアリング機構の外傷安全性	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 12-03 「ステアリングシステムへの激突からの運転手の保護についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
10. ブレーキの効果	M ₂ 、M ₃ 、N、O	国際連合規則No. 13-10 「ブレーキについてのカテゴリーM、NおよびOの輸送機器の公式認証に関する統一規定」
	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 13-H 「ブレーキについての乗用車の公式認証に関する統一規定」
11. シートベルト固定具	M、N	国際連合規則No. 14-05 「シートベルトの固定具についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」 (2023年6月30日まで)
		国際連合規則No. 14-07 「シートベルトの固定具についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」 (2023年7月1日から)
12. 輸送機器への拘束装置の装備	M、N	国際連合規則No. 16-04 「動力付き輸送機器の成人乗客および運転手のためのシートベルトおよび拘束装置の公式認証に関する統一規定」
13. シートとその固定具の強度	M、N	国際連合規則No. 17-08 「シート、シートの固定具およびヘッドレストについての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
14. 輸送機器の不正使用からの防護	M、N	国際連合規則No. 18-02 「不正使用からの防護についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
15. フロントフォグランプ	M、N	国際連合規則No. 19-03 「動力付き輸送機器のフロントフォグランプの公式認証に関する統一規定」

16. 前照灯ロービームおよびハイビーム	M、N	国際連合規則No. 20-03 「ロービームおよび（または）ハイビームの非対称な光線を発する、ハロゲンランプ（ランプH4）を使用する、自動車前照灯の公式認証に関する統一規定」
17. 後退灯	M、N、O	国際連合規則No. 23-00 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーの後退灯および操縦灯の公式認証に関する統一規定」
18. 排出ガス	M、N	国際連合規則No. 24-03 「以下に関する統一規定： I. 目視可能な汚染物質の排出についての圧縮着火式エンジンの公式認証 II. 構造の型式に関して公式認証されている圧縮着火式エンジンの搭載についての自動車の公式認証 III. 目視可能な汚染物質の排出についての、圧縮着火式エンジン搭載自動車の公式認証 IV. 圧縮着火式エンジン出力の測定」
19. シートのヘッドレスト	M ₁ 、M ₂ （技術的に許容可能な重量3.5 t 以下）、N ₁	国際連合規則No. 25-04 「輸送機器シートに組み付けられているまたは組み付けられていないヘッドレストの公式認証に関する統一規定」
20. 外部突起の外傷安全性	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 26-03 「外部突起についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
21. 警音装置の装備	M、N	国際連合規則No. 28-00 「警音装置の、および警音シグナルについての自動車の公式認証に関する統一規定」
22. キャビンの保護特性	N	国際連合規則No. 29-02 「貨物輸送機器キャビン内の者の保護についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
23. タイヤの装着	M、N、O	国際連合規則No. 30-02 「自動車およびそのトレーラー用のタイヤの公式認証に関する統一規定」
24. 操作ペダルの配置	M ₁	国際連合規則No. 35-00 「操作ペダルの配置についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
25. 定員22名超の輸送機器に対する一般安全要求	M ₂ 、M ₃	国際連合規則No. 36-03 「全体的構造についての定員数の多い乗客輸送機器の公式認証に関する統一規定」

26. リアフォグランプ	M、N、O	国際連合規則No. 38-00 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーのリアフォグランプの公式認証に関する統一規定」
27. 速度計測機構	M、N	国際連合規則No. 39-00 「速度測定機構およびオドメーター、それらの取付についてを含む、輸送機器の公式認証に関する統一規定」
28. 安全ガラスの装備	M、N	国際連合規則No. 43-00 「安全ガラスおよびガラス材料の公式認証に関する統一規定」
29. 前照灯洗浄装置	M、N	国際連合規則No. 45-01 「前照灯洗浄用装置の公式認証および前照灯洗浄用装置についての動力付き輸送機器の公式認証に関する統一規定」
30. 間接視界装置の装備	M、N	国際連合規則No. 46-02 「間接視界装置の、および同装置の取付についての動力付き輸送機器の公式認証に関する統一規定」
31. 灯火器および警告灯の装備	M、N、O	国際連合規則No. 48-03 「灯火器および警告灯の取付についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
32. 排出ガス	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t 超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-02、 排出ガスレベルB（環境クラス2） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t 超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-04、 排出ガスレベルA（環境クラス3） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t 超）、M ₂ 、M ₃ 、	国際連合規則No. 49-05 （排出ガスレベルB1、車載診断、耐久性、使用適合性、NO _x 管理関連の要求レベルー「C」） （環境クラス4）

	N ₁ 、N ₂ 、N ₃	「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
	ガスおよびディーゼルエンジン搭載のM ₁ （最大重量3.5 t 超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 49-05 （排出ガスレベルB2、C、車載診断、耐久性、NO _x 管理関連の要求レベルー「G」、「K」） （環境クラス5） 「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」
33. 外部騒音	M、N	国際連合規則No. 51-01 「4 輪以上の車輪を有する自動車の、車輪が発生させる音についての公式認証に関する統一規定」
34. 定員22名以下の輸送機器の一般安全要求	M ₂ 、M ₃	国際連合規則No. 52-01 「全体的構造についての、M ₂ およびM ₃ カテゴリーの定員数の少ない輸送機器の公式認証に関する統一規定」
35. タイヤの装着	M、N、O	国際連合規則No. 54-00 「貨物輸送機器およびそのトレーラーのタイヤの公式認証に関する統一規定」
36. 連結装置の装備	M、N、O	国際連合規則No. 55-01 「輸送機器構成要素連結装置の機械的部品の公式認証に関する統一規定」
37. 貨物運搬用輸送機器の後方保護装置の装備	N ₂ 、N ₃ 、O ₃ 、O ₄	国際連合規則No. 58-02 「以下の公式認証に関する統一規定： I. 後方保護装置 II. 輸送機器の、公式に認証された型式の後方保護装置取付について III. 輸送機器の後方保護について」
38. 外部突起の外傷安全性	N	国際連合規則No. 61-00 「キャビン後部パネルの前に位置する外部突起についての貨物輸送機器の公式認証に関する統一規定」
39. 応急用タイヤの装備	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 64-02 「応急用タイヤセット、ランフラットタイヤ、および（または）ランフラットタイヤシステムおよび（または）拡張モビリティタイヤなどの設備についての、輸送機器の公式認証に関する統一規定」

		統一規定」
40. 特殊警告灯	M、N	国際連合規則No. 65-00 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーに取り付けられる特殊警告灯の公式認証に関する統一規定」
41. 車体上部構造の強度	M ₂ 、M ₃ (クラスB、II、III)	国際連合規則No. 66-02 「上部構造の強度についての大型乗客輸送機器の公式認証に関する統一規定」
42. 液化石油ガス (LPG) による輸送機器 および動力供給システム	M、N	国際連合規則No. 67-01 「以下に関する統一規定： I. 液化石油ガスで動くエンジンを有するカテゴリMおよびNの輸送機器の特殊設備の公式認証； II. 液化石油ガスを燃料として使用するための特殊設備を装備したカテゴリMおよびNの輸送機器の、当該設備の取付についての公式認証」
43. 貨物運搬用輸送機器の側面保護装置の 装備	N ₂ 、N ₃ 、O ₃ 、O ₄	国際連合規則No. 73-00 「側面保護についての貨物輸送機器の公式認証に関する統一規定」
44. 駐車灯	M、N	国際連合規則No. 77-00 「動力付き輸送機器の駐車灯の公式認証に関する統一規定」
45. ステアリング	M、N、O	国際連合規則No. 79-01 「ステアリング機構についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
46. シートおよびその固定具の強度	M ₂ 、M ₃	国際連合規則No. 80-01 「大型乗客輸送機器のシートの公式認証および当該輸送機器のシートおよびその固定具の強度についての公式認証に関する統一規定」
47. 排出ガス	火花点火 (ガソリン、ガ ス) エンジンおよびディ ーゼルエンジン搭載の M ₁ 、M ₂ (最大重量3.5 t 以下)、N ₁ ガソリン、ガスエンジン およびディーゼルエンジ ン搭載のM ₁ 、M ₂ 、N ₁ 、N ₂	国際連合規則No. 83-04 排出ガスレベルB、C、D (環境クラス2) 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一 規定」 国際連合規則No. 83-05 排出ガスレベル A (環境クラス3) 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一

		規定」
	強制点火エンジンおよび ディーゼルエンジン搭載 のM ₁ 、M ₂ 、N ₁ 、N ₂	国際連合規則No. 83-05 排出ガスレベルB（環境クラス4） 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
	強制点火エンジン搭載の M ₁ 、M ₂ 、N ₁ 、N ₂	国際連合規則No. 83-06（環境クラス5） 「エンジンに必要な燃料に応じた汚染物質の排出についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
48. 昼間走行灯	M、N	国際連合規則No. 87-00 「動力付き輸送機器の昼間走行灯の公式認証に関する統一規定」
49. 速度制限装置の装備	M、N	国際連合規則No. 89-00 「以下の公式認証に関する統一規定： I. 輸送機器の、最高速度の制限または可変速度制限機能について II. 輸送機器の、公式に認証された型式の速度制限装置（SLD）または可変速度制限装置（ASLD）の取付について III. 速度制限装置（SLD）および可変速度制限装置（ASLD）」
50. 側方灯	M、N、O	国際連合規則No. 91-00 「動力付き輸送機器およびそのトレーラーの側方灯の公式認証に関する統一規定」
51. 貨物運搬用輸送機器の前方保護装置の 装備	N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 93-00 「以下の公式認証に関する統一規定： I. 前方突入防止装置 II. 輸送機器の、公式に認証された型式の前方突入防止装置について III. 輸送機器の、前方突入防止について」
52. 排出ガス	走破性の高い、ディーゼル 搭載のM ₁ （最大重量3.5 t超）、M ₂ 、M ₃ 、N ₁ 、 N ₂ 、N ₃	国際連合規則No. 96-01 （環境クラス3） 「農業用、林業用トラクターおよびオフロード車に取り付けられる圧縮着火式エンジンの、そのエンジンからの汚染物質排出についての公式認証に関する統一規定」
	いずれかのアクスルの駆	国際連合規則No. 96-02（環境クラス4）

	動をオフにできるものを含めた全輪駆動の、ディーゼル搭載のM ₁ GおよびM ₂ G（最大重量3.5 t超）、M ₃ G、N ₁ G、N ₂ G、N ₃ G	「農業用、林業用トラクターおよびオフロード車に取り付けられる圧縮着火式エンジンの、そのエンジンからの汚染物質排出についての公式認証に関する統一規定」
53. 前照灯ロービームおよびハイビーム	M、N	国際連合規則No. 98-00 「動力付き輸送機器のガス放電式光源を有する前照灯の公式認証に関する統一規定」
54. 電動式輸送機器の安全性	M、N	国際連合規則No. 100-01 「電気駆動装置に対する具体的な要求事項についての輸送機器の公式認証に関する統一規定」
55. 反射マーキング	N ₂ 、N ₃ 、O ₃ 、O ₄	国際連合規則No. 104-00 「カテゴリM、NおよびOの輸送機器用の反射マーキングの公式認証に関する統一規定」
56. 乗客輸送機器の一般安全要求	M ₂ 、M ₃	国際連合規則No. 107-03 「全体的構造についてのカテゴリM ₂ およびM ₃ の輸送機器の公式認証に関する統一規定」
57. 圧縮天然ガス（CNG）および液化天然ガス（LNG）による輸送機器および動力供給システム	M、N	国際連合規則No. 110-00 「以下の公式認証に関する統一規定： I. 圧縮天然ガス（CNG）で動くエンジンを有する動力付き輸送機器の特殊装置の諸要素 II. 輸送機器の、圧縮天然ガス（CNG）エンジンで使用される公式認証された型式の特殊装置の諸要素の取付について」 国際連合規則No. 110-01 「以下の公式認証に関する統一規定： I. 圧縮天然ガス（CNG）および（または）液化天然ガス（LNG）で動くエンジンを有する動力付き輸送機器の特殊装置の諸要素 II. 輸送機器の、圧縮天然ガス（CNG）および（または）液化天然ガス（LNG）エンジンで使用される公式認証された型式の特殊装置の諸要素の取付について」
58. 前照灯ロービームおよびハイビーム	M、N	国際連合規則No. 112-00 「ロービームもしくはハイビームまたはその両方の非対称な光線を発する、ハロゲンランプお

		よび（または）発光ダイオードモジュールを装備した自動車前照灯の公式認証に関する統一規定」
59. 不正使用からの保護	M ₁ 、N ₁	国際連合規則No. 116-00 「輸送機器の不正使用からの保護に関する統一規定」
60. タイヤ騒音レベル	M、N、O	国際連合規則No. 117-02（ステージ2） 「転動時に発生する音、ならびに（または）濡れた路面のグリップおよび（もしくは）転がり抵抗についてのタイヤの公式認証に関する統一規定」
61. 車内の防火特性	M ₃ (クラスIIおよびIII)	国際連合規則No. 118-00 「特定カテゴリーの動力付き輸送機器の構造で用いられる材料の燃焼特性および／または耐ガソリン性もしくは耐油性に関する統一技術規定」
62. コーナリングランプ	M ₁	国際連合規則No. 119-00 「動力付き輸送機器の側方灯の公式認証に関する統一規定」
63. 暖房システム	M、N	国際連合規則No. 122-00 「暖房システムについてのカテゴリーM、NおよびOの輸送機器の公式認証に関する統一規定」
64. アダプティブフロントライティングシステム	M、N	国際連合規則No. 123-00 「動力付き輸送機器のアダプティブフロントライティングシステム（AFS）の公式認証に関する統一規定」
65. 前方視界	M ₁	国際連合規則No. 125-00 「運転手前方視界についての動力付き輸送機器の公式認証に関する統一規定」
66. ドアのロックおよびヒンジ	N ₂ 、N ₃	国際連合世界技術規則No. 1 「ドアロックおよびドア固定要素」
67. 緊急救援隊出動要請装置の装備	環境クラス3以上のN ₃ 、 およびM ₁ 、M ₂ 、M ₃ 、 N ₁ 、N ₂	緊急救援隊出動要請装置（以下、装置）以下を可能にする ¹ ： 緊急通報ボタンを押したのちの、輸送機器、その現在位置、移動方向および速度についてのメッセージの送信； 移動無線電話通信網による緊急救援隊との双方向スピーカー通話； 信頼水準0.95、座標軸上の誤差15分以下での位置の特定； 緊急救援隊オペレーターとのスピーカー通話モードでの双方向デュプレックス音声通話の確立；

GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網で作動する音声帯域モデムを利用しての輸送機器についてのメッセージの送信；

GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網における緊急通報優先の必須属性；

音声帯域モデム装置によるサポートがない場合における、ショートメッセージによる情報送信；

確立された音声通話を通じて作動する音声帯域モデムを利用しての、およびGSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網でのショートメッセージ利用による、情報の再送信が可能であること；

緊急通報完了後の、設定可能な時間内での緊急通報再送信の実行およびSMSの形で届く緊急通報再送信命令の受信；

緊急通報実行の際の、音声通話が行われる間の、特別通信手段をのぞく、輸送機器上の他の音声再生手段の切断；

送信されなかった情報の不揮発性メモリーへの保存と、送信が可能になった時点でのその送信（GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網を利用しての情報送信が不可能な場合）；

緊急通報実行後20分以上の間の、電話着信の自動受信；

装置の想定されるあらゆるモードでの作動および予備バッテリー（存在する場合）の充電を可能にする、輸送機器車載給電網への接続；

予備バッテリーの使用によりコールバック待機モードで60分以上、その後は音声通信モードで10分以上、自律動作が可能であること（車載給電網からの電力供給がない場合）。予備バッテリーの耐用年数は3年以上とする；

手動モードでの自らの性能検査が可能であることおよび自らの不具合について装置状態の光学式インジケータまたは計器盤上のメッセージを利用しての通知；

装置のテスト結果を、GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網を利用して送信することが可能であること；

装置のアンテナ設置により、輸送機器作動状態における2つ以上の現行の全地球航法衛星システムの信号の安定した受信、輸送機器の任意の状態における、GSM 1800ならびにUMTS 900およびUMTS 2000規格の信号の送受信を可能にする移動無線電話通信網での安定した通信が可能になる；

装置は周囲気温が-40℃から+85℃でその性能が保障される。予備バッテリー（存在する場合）については最低作動温度が-20℃であってもよい；

装置の性能とその輸送機器への固定は、国連規則No.17-08「シート、その固定具およびヘッドレストについての輸送機器の公式認証に関する統一規定」附属書9「荷崩れ時に運転手および乗客を保護するための装置の試験手順」への補遺にしたがった動的試験の実施に際して生じる負荷のもとで維持される；

装置は、GSM 900 および GSM 1800ならびにUMTS 900および UMTS 2000規格の移動無線電話通信網での稼働のための加入者個人識別カードを有する；

緊急救援隊出動要請ボタンは、意図せず押されてしまうことから機械的方法により守られ、またバックライトを備えていなければならない；

明るい時間でも見える、装置状態の連続点灯（点滅しない）赤色光学式インジケータが、運転席およびフロントシートの乗客から直接見える場所に配置される。装置状態の光学式インジケータは、以下のように点灯する：

点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）に入れられて電力が輸送機器の電気設備に供給されたとき、短時間（3～10秒間）。緊急出動要請ボタンが押された後の、輸送機器、その現在位置、移動の方向および速度についてのメッセージ送信についての要求、および（または）移動無線通信網による緊急救援隊との双方向スピーカー通話の確保についての要求を満たせなくなるようなシステムの不具合の発生（存在）時。装置状態の光学式インジケータは、点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）にあれば、不具合が継続する間ずっと点灯した状態にある；

緊急救援隊出動要請ボタンおよび装置状態の光学式インジケータには、識別記号が付されていなければならない。装置状態の光学式インジケータは、構造上緊急救援隊出動要請ボタンを兼ねていてもよい。輸送機器への装置の取付は、以下を可能にする形で行われなければならない²装置の通報ボタンの、運転手一代表性水準50パーセントの男性一座席から直接見える場所への配置；

運転席からシートベルトを外すことなくボタンに届くこと

68. 水素による輸送機器および動力供給システム	M、N	国際連合規則No. 134-00 「水素で動く輸送機器の安全確保のための運行性能についての動力付き輸送機器およびその設備の諸要素の公式認証に関する統一規定」
69. 車内騒音	M、N	国家間規格GOST 33555-2022 「自動車。車内騒音。許容レベルと試験方法」
70. 換気および暖房	M、N	国家間規格GOST 30593-2015 「自動車。暖房、換気および空調システム。効果および安全に対する要求」
71. 輸送機器の居住空間空気中の有害（汚染）物質の含有量	M、N	国家間規格GOST 33554-2015 「自動車。キャビンおよび乗客用スペース内空気中の汚染物質の含有量。技術要求と試験方法」
72. 操作性および安定性	M、N、O	国家間規格 GOST 31507-2012 「自動車。操作性および安全性。技術要求。試験方法」（第4.4項をのぞく）
73. 小児輸送用バス	M ₂ 、M ₃	国家間規格GOST 33552-2015 「小児輸送用バス。技術要求と試験方法」
74. 排出ガス	ガソリンエンジン搭載の M ₁ （最大重量3.5 t 超）、 M ₂ 、M ₃ 、N ₂ 、N ₃	CO - 55 g/kw・h、C _m H _n - 2.4 g/kw・h、NO _x - 10 g/kw・h（国連規則No.49-03「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」による試験、試験サイクルESC）（環境クラス 2）
	ガソリンエンジン搭載の M ₁ （最大重量3.5 t 超）、 M ₂ 、M ₃ 、N ₂ 、N ₃	CO - 20 g/kw・h、C _m H _n - 1.1 g/kw・h、NO _x - 7 g/kw・h（国連規則No.49-03「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」による試験、試験サイクルESC）（環境クラス 3）
	ガソリンエンジン搭載の M ₁ （最大重量3.5 t 超）、 M ₂ 、M ₃ 、N ₂ 、N ₃	CO - 4 g/kw・h、C _m H _n - 0.55 g/kw・h、NO _x - 2 g/kw・h（国連規則No.49-03「輸送機器で用いられる圧縮着火式エンジンおよび強制点火エンジンからのガス状汚染物質および粒子状汚染物質の排出量を削減するために講じられるべき措置に関する統一規定」による試験、試験サイクルETC）（環境クラス 4）
75. 国家登録マークの設置	M、N、O	国家規格GOST R 50577-2018 「輸送機器国家登録マーク。タイプおよび主要寸法。技術要求」
76. 輸送機器。マーキング	M、N、O	国家間規格GOST 33990-2016

「輸送機器。マーキング。技術要求」

¹ 緊急救援隊出動要請装置の試験は以下にしたがって行われる：

国家間規格GOST 33468-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置（システム）の輸送機器キャビン内スピーカー通話品質要求への適合試験方法」の第7.12項（停止中の輸送機器においてのみ）；

国家間規格GOST 33471-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置（システム）のナビゲーションモジュールの試験方法」の第5.1項；

国家間規格GOST 33470-2015「地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置（システム）の無線通信モジュールの試験方法」の第6および7項（1つのサンプルで）；

国家間規格GOST 33467-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置（システム）およびデータ通信プロトコルの機能テスト方法」第6.2～6.7項（1つのサンプルで、手動モードでのみ）；

² 緊急救援隊出動要請装置の取付についての輸送機器の試験は、国家間規格GOST 33469-2015「全地球航法衛星システム。事故時の緊急対応システム。緊急救援隊出動要請装置（システム）の事故発生時間特定についての要求への適合試験方法」の第8項（第8.1項、第8.2項および第8.8項をのぞく）にしたがって行われ、上記文書でその検査のための試験方法が定められていない要求事項については、検査は行われない。

- 註：
1. 輸送機器の適合性評価の際の技術要求事項（以下、要求事項）は、適用分野にしたがって、また国際連合規則（以下、国連規則）に定められた経過規定を踏まえて、適用される。
 2. 要求事項提示の際には、関税同盟技術規則「車輪式輸送機器の安全について」（以下、技術規則）附属書2に示す註が適用される。
 3. よりレベルの高い要求事項をかわりに適用してもよい。
 4. 車外騒音および車内騒音についての試験を実施する際に、試験エリアに対する要求事項は考慮されない。
 5. これら要求事項に関する証明資料として国連規則による輸送機器型式認証についての通知が提出されている場合、当該の国連規則の効力が及ぶ、輸送機器型式認証についての上記通知に記載されている諸部品についての個々の型式に関する公式認証についての通知の写しの提出は必須ではない。
 6. 流通に投入される、乗客の商業輸送を行うカテゴリーM₂およびM₃、貨物の商業輸送を行うN₂およびN₃の輸送機器の構造は、運転手による走行、作業および休憩モード遵守の状況を監視する技術機器（タコグラフ）の装備を可能にする（所定の取付位置、固定位置、電源がある）ものでなければならない。
 7. 2022年11月1日から2023年2月28日までの間に流通に投入された輸送機器には緊急救援隊出動要請装置を追加装備しなくてもよい。2023年2月28日以降に流通に投入する際に輸送機器に緊急救援隊出動要請装置を装備することが不可能である場合、2024年2月1日までに緊急救援隊出動要請装置を必ず追加装備するという条件で、輸送機器を流通に投じることが許される。

8. 2023年12月1日までは、アンチロックブレーキシステム装備についての要求事項を課さなくてもよい。ただし、危険貨物の運搬を用途とする輸送機器および小児の輸送のための輸送機器はのぞく。
9. 触媒コンバータは、輸送機器の構造上その存在が想定されている場合には、必ず取り付けられなければならない。
10. 点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）に入れられて輸送機器の電気設備に電力が供給されるたびに別の光学式インジケータにより装置の正常稼働を確認することができる、また計器盤に不具合についてのテキストメッセージが表示され、それが点火スイッチ（スタータスイッチ）が「オン」ポジション（作動状態）にあり不具合が存在しつづける間中継続するのであれば、要求事項を満たしている緊急救援隊出動要請装置の構成中に光学式インジケータが存在しなくてもよい。
11. 特殊および専用輸送機器については、技術規則附属書6に定める要求事項の履行状況が追加で判定される。
12. 反射マーキングの装備は任意である。
13. 以前に作成された、輸送機器の型式の評価に関する判定書および（もしくは）シャーシの型式の評価に関する判定書に不正確な点が発見された場合、ならびに（または）輸送機器の構造が変更された場合、当初のこれら文書の作成時点で有効であった技術要求事項レベルを確認することが許される。
14. カテゴリーM₂またはM₃の輸送機器の座席を8以下に減らした改造モデルは、それぞれそのままカテゴリーM₂とM₃に分類される。」；